

# 平成29年度森林・山村多面的機能発揮対策について

## 1 平成29年度予算について

平成29年度の森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、17億円(平成28年度約25億円)で前年度比8億円の減となった。

減額分については、地方公共団体が一定の金額を負担する案件を優先採択することとし、これにより減額分を補い、必要な事業量を確保する考え。

## 2 内容の変更に伴う要綱・要領の改正

主な要綱・要領の改正点については次のとおり。

### (1) 採択に当たり、活動組織が満たしていなければならない事項

- ・活動が計画されている市町村の意見により活動の有効性が確認されていること。
- ・会費の徴収等により自立的に活動できる組織であること。
- ・活動期間中に安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。
- ・活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。
- ・活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法が記載されていること。

### (2) 採択に当たり、優先的に採択する事項

- ・国の交付金(3/4)に地方公共団体の地方単独事業による補助(1/4)交付単価又は交付額以上の交付を行うことが可能な活動であること。なお、地方公共団体の支援(1/4に満たない場合)交付単価又は交付額以上の交付を行うことが可能な活動についても優先するよう配慮をする。
- ・写真等により、長期にわたって手入れがされていない里山林で行われる活動と判断されるものであること。
- ・申請に係る活動対象森林において、4年以上にわたり同様の活動を行うこととなるものではなく、これまで長期間にわたり手入れがされていない森林で新たな活動を開始するもの。(当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。)  
※4年目以降の同一箇所での活動については、具体的な目的が必要。
- ・地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行うものであること。

#### 優先

※地域住民等が組織した団体・NPO等 > 林業事業者

- ・構成員が活動を計画している市町村内の多様な者で構成されている活動組織が行うものであること。

#### 優先

※多様な者で構成されている組織 > 家族等で構成されている組織  
森林の所在する市町村内の者 > 森林の所在する市町村外の者

### (3)活動計画書に新たに盛り込まれた事項

- ・活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法(地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載)
- ・年度別に実施する安全講習等の名称及び内容
- ・安全のために装備する物品及び傷害保険の名称

### (4)市町村への協議

地域協議会は、活動組織から提出された申請書に添付された活動計画について、申請書を審査する前に、様式第14号により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。

### (5)教育・研修活動タイプ

教育・研修活動タイプは、地域環境保全タイプ又は森林資源活用タイプと組み合わせることにより実施することができる。

なお、「教育・研修活動タイプを実施する場合(他のタイプと組み合わせて実施する場合を含む。)については、森林経営計画及び森林施業計画を策定している森林を対象森林に含めることができる。」との記述は削除。

### (6)安全等の研修、安全対策等

活動組織は、活動期間中は毎年1回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施するとともに傷害保険への加入等の措置を講じるものとする。

### (7)モニタリングの実施

活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施するものとする。

※国の示すガイドラインに沿って実施 (ガイドラインについては、後日配布)

なお、モニタリング方法については、各農林事務所にて講習会を実施予定